

令和4年（家）第5325号 市町村長の処分に対する不服申立事件

申立人 想田和弘、柏木規与子

第 2 主張書面

令和 5 年 10 月 17 日

東京家庭裁判所家事第 3 部 2A 係 御中

申立人ら手続代理人弁護士 竹 下 博 将

外 15 名

令和 5 年 3 月 30 日付千代田区長再意見書（以下「区長再意見書」といい、その別紙 2「戸籍法第 122 条による不服申立てへの対応について（回答）」の別紙意見書（案）を「法務局回答」といい、その添付資料を「区長再資料」という。）を踏まえ、以下のとおり主張を補充する。なお、略語は、本書面に定めるほか、従前の主張書面の例による。

第 1 区長再意見書の概要

- 1 区長再意見書は、「東京地方裁判所平成 30 年（行ウ）第 246 号婚姻関係確認等請求事件（令和 3 年 4 月 21 日判決）では、申立人らの婚姻は法の適用に関する通則法によって有効に成立していると判示している」（1 頁）ものの、「戸籍編製…など、その事務処理方針について、管轄法務局に照会すべきである」（同頁）ところ、「管轄法務局から、申立人らの婚姻はわが国において有効に成立していないとの説明を受けていることから、婚姻が有効に成立していることを前提とした処理方針が示されるとは考えにくい」（同頁）として、①「申

立人らの婚姻が有効に成立しているか」(2頁)、②「仮に本件婚姻が有効に成立している場合、戸籍編製及び戸籍記載にあたり、戸籍法16条3項の類推適用ができるか」(同頁)を「東京法務局長あて照会し…、その回答を援用し」(1頁)ている。

また、区長再意見書は、③申立人らについて戸籍法16条に基づく「新戸籍が編製できず、婚姻に関する記載をすることができないから、同規程に違反することをもって不受理処分理由としたことには十分な理由がある」(同頁)と述べている。

2 法務局回答は、①申立人らの婚姻の成立に関し、「申立人ら…の婚姻の成立(実質的成立要件)については、…民法が適用される」(3頁)ことを前提に、「申立人らの婚姻については、我が国の法制度における婚姻の実質的成立要件としての婚姻意思が欠けている」(6頁)と主張するとともに、「婚姻当事者において婚姻の際に『夫婦が称する氏』についての合意をすること(協議で定めること)は、我が国における婚姻の実質的成立要件である」(17頁)にもかかわらず「申立人らは、夫婦が称する氏を定めておらず、申立人らの婚姻は、実質的成立要件を欠く」(同頁)と主張し、申立人らの婚姻は有効に成立していないと指摘している。

また、法務局回答は、②申立人らの婚姻についての戸籍への記載に関し、「戸籍法が民法を離れて、『夫婦が称する氏』を定めないまま婚姻した夫婦について、戸籍の記載を認めているとはいえない」(22頁)とした上で、申立人らの婚姻について「戸籍に記載するために、例外的取扱いを認めなければならない理由もない」(23頁)と主張するとともに、「夫婦が称する氏を定めないまま外国の方式で結婚した日本人夫婦について、戸籍法16条3項を類推適用して各自が筆頭者となった戸籍を編製することは現行法上許容されない」(同頁)と主張している。

第2 申立人らの主張の補充

1 ①申立人らの婚姻の成立

(1) 婚姻意思

法務局回答は、婚姻意思について、「我が国における『社会通念上夫婦であると認められる関係』とは、夫婦関係を規律する民法によって想定されている夫婦関係を意味する」(3頁)とした上で、「同法は、750条において『夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。』と規定しているから、民法によって想定されている夫婦関係、すなわち、我が国における社会通念上夫婦であると認められる関係であるとされるためには、両当事者が同氏を称する関係でなければならない」(4頁)とし、「婚姻意思、すなわち、社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思には、両当事者が同氏を称することに向けた意思が含まれる」(4～5頁)と主張している。

しかし、東京地方裁判所令和3年4月21日判決(以下「別件判決」という。甲3)の「訴訟においても、被告国が、申立人らの婚姻は実質的成立要件としての婚姻意思を欠くものである旨主張していた」(法務局回答18頁)ものの(区長資料4-2-2～4頁、区長資料4-3-2～3頁)、同判決は、申立人らが「社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する意思を有して」(甲3-21頁)いたと認定し、国の主張を一顧だにすることなく排斥しているのであって、社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思である婚姻意思について、両当事者が同氏を称することに向けた意思が含まれないことは明らかである。

法務局回答は、別件判決について、「申立人らの婚姻意思を認める根拠について明確に判示することなく、申立人らの婚姻自体は有効に成立しているものと認められる旨の判示をした」(18頁)と非難しているが、別件判決が根拠を明示していないのは、根拠を示すまでもないからにほかならな

い。千代田区長が「十分に議論し尽くされて出た判決だと重く受け止めています」（区長再意見書別紙 1-2 頁）と述べているとおり、同判決は、申立人らと国の主張が尽くされたことを踏まえて判示しているのであって、根拠が明示されているか否かは、結論を左右するものでもない。

なお、両当事者が同氏を称することに向けた意思が婚姻意思に含まれないことについては、申立人らが別件判決の訴訟において詳細に主張しているとおりであって（甲 12 の 7-6～7 及び 10～11 頁、甲 12 の 8-1～2 頁、甲 12 の 12-8～9 頁）、概要は以下のアないしオのとおりである。また、法務局回答において、「我が国における社会通念上夫婦であると認められる関係とされるためには、両当事者が同氏を称する関係でなければならない」（4 頁）との主張を展開するために引用された文献が同主張を根拠づけるものでないことは、カないしケのとおりである。

ア 婚姻意思は、婚姻関係という事実関係を作る意思である。

イ 「婚姻の本質は、両性が永続的な精神的及び肉体的結合を目的として真摯な意思をもって共同生活を営むことにある」（最高裁判所大法廷昭和 62 年 9 月 2 日判決・民集 41 卷 6 号 1423 頁所収）ところ、そのような関係の設定を欲するために両当事者が同氏を称する必要があるとは言えない。

ウ 国民の実感としても、両当事者が同氏を称することに向けた意思が婚姻意思に含まれているとは言えない。

エ 最高裁判所大法廷平成 27 年 12 月 16 日判決（以下「別姓訴訟大法廷判決」という。民集 69 卷 8 号 2586 頁所収）は、民法 750 条について、「婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであ」って、「婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない」と判示している（実質的成立要件は、婚姻をすることについての直接の制約である。最高裁判所大法廷平成 27 年 12 月 16 日判決・民集

69 卷 8 号 2427 頁所収参照)。

オ 日本人が外国人と婚姻する場合、民法 750 条の適用はなく、両当事者が同氏を称することに向けた意思自体観念できないが、日本人と婚姻する場合と外国人と婚姻する場合とで、社会通念上夫婦であると認められる関係の設定を欲する効果意思（婚姻意思）が異なる理由などあるはずがない。

カ 法務局回答は、窪田充見「家族法 [第 3 版]」23 頁（区長再資料 4）における「現在では、民法上の定型に向けられた効果意思といったように、民法によって規定された法律効果に向けた意思として婚姻意思を理解する見解が有力である」との指摘を引用しているが（3 頁）、同指摘は、「現在の議論状況を見ておくことにしよう」（区長再資料 4-23 頁）として紹介されたものに過ぎず、むしろ、「判例は、実質的意思説の立場をとっているというのが一般的な説明である」（同 24 頁）と説明されている上、同見解は、「婚姻の法律効果のうち、どの点に着目するかという点」（同頁）が「問題として残っている」（同 23 頁）とされ、「仮に、いずれが重要なものなのか、不可欠なものなのか等を検討して、基準となる効果意思を抽出するといったアプローチをとるとすれば、なおそうした法律効果の抽出作業のレベルで、社会通念等が機能する可能性は残されている」（同 24 頁）と指摘されるとともに、「実質的意思説の眼目が、社会通念を手掛かりとして法規範とはある程度切断された婚姻意思を語るという点にあった」（同 23 頁）とも指摘されているにもかかわらず、法務局回答は、この点について何らの検討もできていない。

キ 法務局回答は、松川正毅ら編「新基本法コンメンタール [親族]」39 頁（前田陽一）における「婚姻の基本的効果を楽しむ抽象的な意思があれば婚姻意思が認められるが、婚姻の基本的効果の一部を具体的に排除する意思があるときは婚姻意思が否定される…。この考え方は、婚姻だ

けではなく他の身分行為に関する判例の結論とも整合的である」との指摘を引用しているが（4頁）、同指摘は、「判例の状況を踏まえた近時の学説として、…前記の有力説（引用注：民法上定型的に規定された効果に向けられた意思があれば足りるとする説）を基本としながら判例の状況も整合的に説明しようとする見解もみられる」（区長再資料 5-39 頁）として紹介されたものに過ぎない。また、「婚姻の基本的効果」の意義が不明であるという点において、前述のとおり、「婚姻の法律効果のうち、どの点に着目するかという点」（区長再資料 4-24 頁）が「問題として残っている」（同 23 頁）ことに変わりはない（区長再資料 5-39 頁においても、同有力説の「問題点を指摘する…窪田・家族 23 頁」が紹介されている。）にもかかわらず、法務局回答は、この点についての何らの検討もできていない。

ク 法務局回答は、前述の松川正毅ら編「新基本法コンメンタール[親族]」39 頁（前田陽一）で紹介されている見解として、「婚姻の基本的効果を享受する意思がないのであれば、当該合意は婚姻の合意とはいえないというのが基本的な考え方である」とする大村敦志「家族法[第3版]」（区長再資料 6）130～131 頁も引用しているが（4頁）、同見解においても、「婚姻の基本的効果を実現する意思とはいかなる意思かを問題にする必要がある」（区長再資料 6-131 頁）と指摘されている。同見解は、「同居義務・貞操義務を全く負わない趣旨ならば、当該合意は婚姻とはいえないだろう」（同 129 頁）とは指摘しているものの、夫婦同氏制についての検討はないにもかかわらず、法務局回答は、この点について何らの検討もできていない。

なお、同見解の下でも、申立人らは、「協議が調うまでは夫婦同氏にすることが困難ではあるものの、夫婦同氏義務を負うこと自体は承認しているから、いずれにしても、…婚姻意思が認められることに変わりはない

い」(甲 12 の 12-9 頁)。

ケ 中川淳「改訂親族法逐条解説」(甲 18) 94 頁は、「夫婦の氏を定める合意は、婚姻意思の合致そのものではな」とした上で、届出書に示された「夫婦が称する氏」が適法に合意されたものでない場合や、「夫婦が称する氏」の記載のない婚姻届が誤って受理された場合でも、「婚姻の効力そのものには影響がな」との見解を「通説」としている(我妻栄「法律学全集 23 親族法」(甲 15) 78 頁同旨)。

(2) 「夫婦が称する氏」についての合意

法務局回答は、「民法 750 条に加えて、同法 739 条 1 項、戸籍法 74 条 1 号の規定に照らせば、…婚姻当事者が婚姻の際に『夫婦が称する氏』について合意をすること(協議で定めること)が婚姻の実質的成立要件である」

(8 頁)と主張し、別姓訴訟大法廷判決及び最高裁判所大法廷令和 3 年 6 月 23 日決定(以下「別姓訴訟大法廷決定」という。集民 266 号 1 頁所収)においても、「婚姻当事者が婚姻の際に『夫婦が称する氏』について合意をすること(協議で定めること)は、我が国における婚姻の実質的成立要件であると捉えられている」(17 頁)と分析している。

しかし、別件判決の訴訟においても、被告国は、婚姻当事者が婚姻の際に「夫婦が称する氏」について合意をすること(協議で定めること)は、婚姻の実質的成立要件である旨主張していたものの(区長資料 4-2-4~6 頁、区長資料 4-3-4~5 頁)、同判決は、申立人らの「本国法である民法上の実質的成立要件(民法 731 条から 737 条まで)にも欠けるところは認められない」(甲 3-21 頁)と認定し、国の主張を全く取り合わずに排斥しているのであって、婚姻当事者が婚姻の際に「夫婦が称する氏」について合意をすること(協議で定めること)が婚姻の実質的成立要件でないことは明らかである。

法務局回答は、別件判決について、「婚姻前に夫婦が称する氏を定めるこ

とを婚姻の実質的成立要件と解しないとの立場を採ったが、かかる立場を採用した理由については、明確に判示するところがない」（18 頁）と非難するとともに、別姓訴訟大法廷判決の「趣旨を正解することなく、婚姻前に夫婦が称する氏を定めることは婚姻の実質的成立要件ではないとの誤った判断を根拠としたことがうかがわれる」（19 頁）と非難しているが、別件判決が理由を説示していないのは、国の主張に理由がないことが明らかであるからにはほかならない。国は、申立人らの指摘を受けていたにもかかわらず（甲 12 の 14-18 頁）、「夫婦が称する氏」を定めていない婚姻を禁止すべきである実質的・積極的な理由・趣旨を一切明らかにできなかったのであって、別件判決は、そのような双方の主張にも鑑み、理由を説示するまでもないと判断したものと思われる。

なお、婚姻当事者が婚姻の際に「夫婦が称する氏」について合意をすること（協議で定めること）が婚姻の実質的成立要件でないことは、申立人らが別件判決の訴訟において詳細に主張しているとおりであって（甲 12 の 7-8 及び 11～12 頁、甲 12 の 14-15～20 頁）、概要は以下のアないしウのとおりである。また、法務局回答が別姓訴訟大法廷決定を正解していないことは、エのとおりである。

ア 別姓訴訟大法廷判決は、民法 750 条について、「婚姻の効力の一つとして夫婦が夫又は妻の氏を称することを定めたものであ」って、「婚姻をすることについての直接の制約を定めたものではない」と判示している。この点に関し、国は、民法 750 条及び戸籍法 74 条 1 号の憲法 14 条及び 24 条についての適合性が争われた東京地方裁判所平成 30 年（ワ）第 14572 号損害賠償請求事件においては、本件と異なり、婚姻当事者が婚姻の際に「夫婦が称する氏」について合意をすること（協議で定めること）は婚姻の成立要件ではないと主張していた（甲 16～17）。

イ 民法は、婚姻の無効事由及び取消事由を明文で限定しているが、「夫婦

が称する氏」を合意していないことについて、婚姻障害として無効又は取り消しうるとする定めはない。

ウ 「夫婦が称する氏」についての合意を婚姻の実質的成立要件であると論じる学説は見当たらない一方、家族法の研究者として著名な床谷文雄奈良大学教授は、「氏についての定めは、形式的要件の一部であるとはいっても、実質的要件ではない。…氏の定めは、婚姻の効力でありながら、事実上、婚姻障がいとなる場合があることから、事実上婚姻の要件と化しているという場合も、実質的要件と解釈されているわけではない」（甲13-1頁）と述べている。

エ 別姓訴訟大法廷決定における深山卓也裁判官らの補足意見は、届出婚主義（民法739条1項）の下、「夫婦が称する氏」が婚姻届の必要的記載事項であること（戸籍法74条1号）について、「婚姻の成立段階で夫婦同氏とするという要件を課すこととなった」と指摘しているものの、「婚姻の効力から導かれた間接的な制約と評すべきものであって、婚姻をすること自体に直接向けられた制約ではない」（すなわち、「夫婦が称する氏」を合意していない婚姻当事者の婚姻自体を禁止する積極的・実質的な理由があるわけではない）とも指摘していて、「夫婦が称する氏」の合意について、婚姻の形式的成立要件であるかのように補足説明をしているとはいい得ても、実質的成立要件であることは明確に否定している。

(3) 「暫定的な状態の婚姻関係」

法務局回答は、別件判決について、「婚姻の成立という重大な身分行為について、『暫定的な状態の婚姻関係』という、法律上の効果が全く不明な独自の概念を新たに作出した上で、その成立を認めたものであるが、かかる判断は、…婚姻関係及びそれを前提とする法律関係の安定性を著しく害するものであるとともに、婚姻の成立という重大な身分行為に関する法律上の規律について、その潜脱を容易にするに等しく、著しく不合理、不相当

なものと言わざるを得ない」(19～20頁)とも非難している。

しかし、「民法750条は、婚姻の効力を定めた規定であるところ(別姓訴訟大法廷判決参照)、我が国においては、婚姻の際に『夫婦が称する氏』を定めて届け出ることが法律上要求されているのに対し(民法739条1項、戸籍法74条1号)、外国に在る日本人がその国の方式に従って婚姻をする場合においては、婚姻の際に『夫婦が称する氏』を定めることが必ずしも法律上要求されていないから、婚姻の挙行時に『夫婦が称する氏』が定められていない場合もあり得るのであって、そのような場合には、『夫婦が称する氏』が定められて婚姻による夫婦同氏の効力が発生する(通則法25条、民法750条)までの間、少なくとも一定の時間的間隔が生ずることは避けがたいといえる。このように、通則法24条2項は、外国に在る日本人が『夫婦が称する氏』を定めることなく婚姻することを許容しているものと解さざるを得ないのであり、そのような場合であっても、その婚姻は我が国において有効に成立しているというほかない」(甲3-22頁)と説示されているとおり、「暫定的な状態の婚姻関係」とは、「夫婦が称する氏」を定めないまま有効に婚姻が成立してから「夫婦が称する氏」を定めるまでの状態が暫定的であるという意味であって、婚姻関係について暫定的な状態にあると述べているわけではなく、法律上の効果を左右するものでもなければ独自の概念を新たに作出したわけでもなく、法務局の非難は、全く当を得ていない。

なお、「夫婦が称する氏」を定めることなく外国の方式で婚姻した日本人夫婦について、「夫婦が称する氏」を定める前に婚姻関係が破綻した場合、「夫婦が称する氏」を定めた婚姻届を提出することはおよそ期待しがたく、他方、離婚届が受理されることも期待しがたいため、実務上、離婚する方法として離婚調停を申し立てることがあるが、家庭裁判所においても「夫婦が称する氏」を定めることなく外国の方式でした日本人男女の婚姻が有

効に成立していることを当然の前提とし、調停離婚を成立させている。

2 ②申立人らの婚姻についての戸籍への記載

(1) 民法及び通則法と戸籍法の関係

法務局回答は、「既に意見書で述べたとおり、戸籍制度は、民法に従って定められる親族的身分関係を登録公証する制度であり、戸籍法は、民法の親族に関する規定の手続法という法的性質を有している…ところ、民法750条が日本人同士の夫婦の称する氏は婚姻時まで一つに定まっていることを前提としている以上、戸籍法の制度設計がこれと前提を異にするものでないことは当然であるから、戸籍法は『夫婦が称する氏』を定めないまま婚姻した日本人夫婦について、戸籍に記載する規律を何ら定めていない。また、民法と戸籍法が実体法と手続法という関係にある以上、戸籍法が民法を離れて、『夫婦が称する氏』を定めないまま婚姻した夫婦について、戸籍法に基づき戸籍の記載を認めているとはいえない。」(20頁)と主張している。

しかし、申立書6～7頁及び第1主張書面3～4頁で述べたとおり、戸籍法は、民法の手続法であるだけでなく、通則法に従い、身分関係の準拠法が外国法になった場合の手続法という法的性質をも有している。戸籍実務は、通則法に従って定められる親族的身分関係(例えば、民法が認めていない離婚後の共同親権)についても、戸籍によって登録公証できるように戸籍法を解釈し、工夫を重ねてきたのであって、「夫婦が称する氏」を定めないまま有効に成立した申立人らの婚姻についても、戸籍によって登録公証できるように解釈されなければならないが、区長再意見書(及び法務局回答)も、通則法と戸籍法との関係について何らの意見も述べてきていない。

(2) 戸籍の編製基準(戸籍法6条)の例外

法務局回答は、「夫婦が称する氏」を合意して申し出れば、「申立人らは、

…婚姻事項が戸籍に記載されるのであるから、戸籍に記載するために、例外的取扱いを認めなければならない理由もない」(23 頁)と主張している。

しかし、「夫婦が称する氏」を合意する前に申立人らの一方が事故等に遭うといった事態や「夫婦が称する氏」を合意する前に婚姻関係が破綻する事態がありうる(この場合、「夫婦が称する氏」の合意は見込めないが、有効に成立した婚姻関係が公証されるべきであることは変わらない。)上、そもそも、申立書 5~6 頁及び第 1 主張書面 9 頁で述べたとおり、戸籍に登録できない婚姻を許容する結果となる解釈は、日本人の身分関係を正確に登録して公証することを目的とする戸籍制度の目的そのものに反するのであって、戸籍制度の意義を失わせるかのような法務局回答の立場は許容され得ない。「戸籍制度は、日本人の身分関係の実態を登録し公証するものであることを踏まえると、外国の方式に従って夫婦が称する氏を定めないまま有効な婚姻をした日本人夫婦については、夫婦のいずれか一方の氏を選択しない婚姻届を受理し、従前戸籍の身分事項欄に婚姻関係を記載するなどして当事者の法的地位を保証するとともに、戸籍記載の真実性を確保することが期待され」(甲 4-4 頁)、「戸籍が日本人の身分の公証のための制度である以上、外国の方式で有効に婚姻した者で、氏の定めのないものを、…戸籍から排除するのではなく、二重婚姻を排斥するため(公序、公共の福祉)にこそ、戸籍というわが国特有の…身分公証制度の機能を活かすべきである」(甲 13)。

(3) 戸籍法 16 条と戸籍の編製

法務局回答は、「戸籍法 16 条 3 項の規定は、外国人と婚姻した日本人について、多くの場合に子の出生により新戸籍を編製しなければならなくなることから、婚姻の届出のときに新戸籍を編製することが望ましいという趣旨に基づいて、昭和 59 年法律第 45 号により定められたものである」(23 頁)と指摘し、「夫婦が称する氏を定めないまま外国の方式で結婚した日本

人夫婦について、戸籍法 16 条 3 項を類推適用して各自が筆頭者となった戸籍を編製することは現行法上許容されない」（同頁）と主張している。

しかし、申立書 6～7 頁及び第 1 主張書面 7 頁で述べたとおり、通則法に従って外国法に基づいて定められた親族的身分関係の公証を可能ならしめるよう合目的的に解釈されなければならないことは、戸籍法 16 条 1 項との関係でも同様であるから、夫婦が称する氏を定めないまま外国の方式で婚姻した日本人夫婦については、夫婦が称する氏を定めるまでは同条 1 項が適用されず、提出された婚姻の証書に基づき（同法 15 条）、各自の現戸籍に婚姻関係を記載することができるかと解釈することも可能であるし、あるいは、外国人と婚姻した日本人について新戸籍を編製する旨定めた同条 3 項を準用（類推適用）して各自が筆頭者となった戸籍をそれぞれ編製することも法解釈として許容されよう。このように、有効に成立した全ての婚姻を登録・公証できるように戸籍法を解釈することは、第 1 主張書面 9～10 頁で述べたとおり、「公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない」と定める女性差別撤廃条約 16 条 2 項に適うものであるとともに、婚姻を保護するという憲法 24 条の要請にも適うものであるが、区長再意見書（及び法務局回答）は、憲法 24 条及び女性差別撤廃条約 16 条 2 項と戸籍制度との関係について特段の指摘ができていない。

3 ③届出の受理と戸籍への記載との関係

区長再意見書は、木村光男・神崎輝明「全訂戸籍届書の審査と受理」（区長再資料 1）37 頁を引用した上で、「届出を受理した場合には戸籍に記載することが原則である以上、市町村長が、戸籍法に基づき戸籍の編製・記載ができるかどうかを審査して、届出の受理または不受理の処分をすることは当然である」（2 頁）とし、戸籍法に基づく戸籍の編製・記載ができない場合は届出が受理されるべきではないと主張している。

しかし、木村光男・神崎輝明「全訂戸籍届書の審査と受理」(区長再資料1) 37頁は、届出を受理しても戸籍の記載を必要としない事例を多数挙げていて、戸籍の編製・記載ができなければ届出が受理されるべきではないとの主張自体、根拠に乏しい。

また、第1主張書面2～3頁で述べたとおり、仮に、戸籍への記載について行政上又は立法上の手当を講じることが別途必要であるとしても、そのような手当が講じられることを憲法24条及び女性差別撤廃条約16条2項は要請していて、本件届出が受理されれば行政上又は立法上の手当が講じられることを期待できる上、そのような手当が講じられるまでの間は、戸籍法48条1項に基づき受理証明書の発行を求めることも可能であって(別姓訴訟大法廷決定における宮崎裕子裁判官及び宇賀克也裁判官の反対意見参照)、戸籍の編製・記載ができない届出を不受理とすべき必要性も見出しがたい。なお、この点については、区長再意見書(及び法務局回答)は特段の意見を述べることができていない。

第3 結語

以上のとおり、区長再意見書(及び法務局回答)は、別件判決の訴訟における国の主張を繰り返し、あるいは、戸籍法と通則法、女性差別撤廃条約及び憲法との関係や身分関係を公証する制度としての戸籍制度の意義についての検討を避けるものであって、区長意見書にも増して本件不受理処分に根拠がないことを明らかにしていると言えよう。

以上